

## 毒物劇物取扱責任者設置届

毒物又は劇物を直接取り扱う場合、店舗ごとに毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。

届書	別記第 8 号様式（毒物及び劇物取締法施行規則第 5 条関係）
提出時期・部数	設置した日から 30 日以内、1 部
手数料	不要
添付書類	
①資格を確認する書類 ※写しを提出する場合は、 原本照合を行いますので、 原本を持参してください。 ※開設者の原本証明記載の ある写しでも可です。	○薬剤師の場合 薬剤師免許証の写し ○応用化学に関する学課（別紙参照）を終了した者の場合 卒業証書の写し、卒業証明書、履修証明書等 ○毒物劇物取扱者試験合格者の場合 合格証の写し
②診断書	毒物及び劇物取締法第 8 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当 するかどうかに関する医師の診断書
③宣誓書	毒物及び劇物取締法第 8 条第 2 項第 4 号に該当しないこと を証する書類
④使用関係を証する書類	雇用契約書の写しでも可。 （雇用契約書の写しの場合、原本と照合しますので原本を 持参してください。原本証明の場合は、雇用者と被雇用者 双方で証明を行ってください。）
申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記入してください。</li> <li>・診断書：発行日から 3 ヶ月以内のものが有効です。 また、同一の書類がすでに提出されていて有効期間内の場合、省略することができます。</li> <li>・診断書以外の添付書類については、同一の書類がすでに提出されていて、6 ヶ月を超えない場合は省略することができます。その際は、備考欄にその旨を記載してください。</li> <li>・保健所の受付印が必要な場合は写しを別途準備してください。</li> </ul>
<p>&lt;根拠法令&gt;  毒物及び劇物取締法第 7 条（毒物劇物取扱責任者）  " 第 8 条（毒物劇物取扱責任者の資格）  " 第 23 条の 4（政令への委任）  毒物及び劇物取締法施行令第 37 条（省令への委任）  毒物及び劇物取締法施行規則第 5 条（毒物劇物取扱責任者に関する届出）</p>	

(別紙)

<応用化学に関する学課に該当するもの(法第8条第1項第2号)>

- ・平成13年2月7日付医薬化発第5号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」
- ・平成14年1月1日付医薬化発第0111001号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」

(1) 大学等

学校教育法第52条に規定する大学(同法第69条の2に規定する短期大学を含む。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者であることを卒業証明書等で確認する。応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎(化学)、課題研究(化学)等

※工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了したことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示されて証明してあるものに限る。(例：工業技術基礎(化学)、課題研究(化学))

(2) 高等専門学校

学校教育法第70条の2に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者であることを確認する。

(3) 専門課程を置く専修学校(専門学校)

学校教育法第82条の2に規定する専修学校のうち同法第82条の4第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認する。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

(4) 高等学校

学校教育法第50条に規定する高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)第2条第3項に規定する実業高校を含む。)において応用化学に関する学課を修了した者については、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認する。化学に関する科目については(1)のオを準用する。